

専業主婦の年金制度をどう見直す？

金融調査部 研究員
佐川 あぐり

近年、女性のライフスタイルは大きく変化し多様化していますが、それに伴い、年金制度も新たな形へと見直しが進められています。今回は女性の年金問題として関心の高い、専業主婦の年金（＝第3号被保険者制度）の見直しを通して、女性の就労機会の拡大について、考えていきたいと思います。

■女性のライフスタイルは多様化してきた

近年、女性のライフスタイルは大きく変化し、多様化しています。結婚、出産後も働く女性が増え、女性の社会進出も進んできました。同時に、晩婚化や未婚率の上昇などが表すように、女性にとって、様々なライフスタイルが確立されてきているといえるでしょう。それに伴い、年金制度も新たな形へと見直しが進められています。中でも、女性の年金問題としては、専業主婦の年金（＝第3号被保険者制度）の見直しについての関心が高いのではないのでしょうか。

■専業主婦の年金（＝第3号被保険者制度）とは

民間サラリーマンや公務員の配偶者に扶養されている専業主婦¹は、加入者分類の第3号被保険者（以下、3号の人²。1号、2号についても同様に記述）として、国民年金に加入することになっています。これは、昭和60（1985）年の法改正による基礎年金制度の導入を機に、創設された制度です。それまでも、専業主婦は国民年金に加入することができましたが、任意でした。そのため、加入している場合と加入していない場合とで、年金保障の内容に格差が生まれてしまうことなどが問題視されました³。そこで、専業主婦の年金確保を目的として、この制度が導入されました。

それ以降、女性の年金権が確立され、結婚や出産を機にやむを得ず離職しなくてはならなかった専業主婦に対する、社会的なセーフティネットとしての役割は果たされたという評価もありますが、女性のライフスタイルが多様化する中、現在では批判的な意見も増え、制度そのものを見直す動きも出ています。

1) 専業主夫の場合もあるが、今回は簡潔に説明するために、専業主婦の場合とする。

2) 1号の人は1904万人、2号の人は3892万人、3号の人は978万人、平成24年3月末時点。厚生労働省ウェブサイト参照。

<http://www.mhlw.go.jp/topics/nenkin/zaisei/01/01-01.html>

3) 例えば、加入世帯と非加入世帯では、年金給付額の水準に格差が生じる。また、非加入の場合、離婚した時、障害を負った時に妻が年金給付を受けられない、など。

■女性間で生じる不公平感、年間収入 130 万円のカベ、短時間労働

3号の人は、国民年金の加入者ではありますが、直接保険料を納める必要はありません。年金給付のために必要なお金は、夫が加入する厚生年金（共済年金）全体から支払われ、1号の人と同水準の老齢基礎年金を受け取ることができます。つまり、3号の人の年金を支えているのは、配偶者が厚生年金加入者の場合、厚生年金加入者全体の保険料ということになります。当然のことながら、厚生年金の加入者には、2号の人である働く妻や独身女性も含まれます。様々なライフスタイルを選択する女性の間で、給付と負担の関係が不公平になっているのではないかと、指摘する声が高まっています。

3号の人と同じ専業主婦という立場であっても、夫が1号の自営業者である場合は、妻も1号の人として直接保険料を納めなくてはなりません。夫の働き方により、妻の保険料納付の義務に違いがあることについても、女性の間で不公平感が生じていると、捉えることができます。

また、現在では、専業主婦であっても働く人が増えています。ただし、第3号被保険者の認定基準を満たす範囲で、年間収入は130万円未満、勤務時間は一般正社員の4分の3未満、となるような、短時間勤務、非正規雇用といった就業形態であることが多くなっています。このような働き方を選択する理由として、夫の被扶養者から外れることを避けるため、という意見が多く挙げられています。つまり、一定の所得を超えない方が有利であるということになり、このことが女性の就労促進に悪影響を与えているのではないか、という批判にもつながっています。



■第3号被保険者制度を見直すだけでなく、女性が就労するためのインフラ整備も合わせて必要

このように、女性の間での給付と負担の関係の不公平感や、女性の就労促進に対する悪影響への批判などが強まっていることもあり、現在、第3号被保険者制度の見直しが進められています。まだ結論を得るには至っていませんが、短時間勤務で働く人を厚生年金の加入対象者として認められるように基準を緩和することで、第3号被保険者制度を縮小していく、という方向性は確認されているようです。

このことは、短時間勤務を望む人にとっては、さらに働き方が制限されるため、好ましくないことかもしれません。しかし、専業主婦の中でも、正社員として働きたいけど子育てや介護がありフルタイムでは働けない、という人にとっては、好ましいと受け止められることもあるでしょう。第3号被保険者制度はお得な制度と思われがちですが、3号の人には、国民年金に上乗せして加入できる公的

年金制度がありません。厚生年金に加入できれば、基礎年金に上乗せして年金給付が受けられ、メリットを享受できます。

また、第3号被保険者制度を見直すことを通じて、専業主婦の就労を促すことは、わが国の労働力人口の減少に歯止めをかける手立てとなるかもしれません。ただし、そのためには、安心して子どもを預けられる保育所の存在や、夫やその他の家族の協力、また、企業が短時間勤務を希望する女性を積極的に雇用することを奨励するような政策、など、様々な側面におけるインフラ整備が必要となるでしょう。「女性の活用」については、安倍政権が掲げる成長戦略の中核とも位置付けられています。年金制度の整備が、女性の活躍の場を広げる後押しとなることが期待されます。

以上